

注意：この科目は福岡県内4大学連携科目（西南学院大学開講）です。

22・26・27カリキュラム：展開・先端科目

19カリキュラム：展開・先端科目（法律実務展開科目）

57. 消費者問題

授業科目名（カナ）	消費者問題（ ショウヒシヤモンダイ ）
担当教員名（カナ）	大庭 康裕（ オオバ ヤスヒロ ）
履修年次	2・3年次
単位	2単位
授業時間（前期）	水4、水5（隔週開講）
講義の概要	<p>消費者法は常に発展途上の学問である。現代社会においては様々な消費者問題が、日々生起しており、新たな問題については、従来の消費者保護法、民法法、これまでの判例や解釈論などでは、十分に対処できない場合が多々出てくる。その場合でも、適切な解決のために、既存の消費者保護法の趣旨や、民法法の趣旨をくみ取って新たな理論を提起し、その理論を裁判例で認めさせ、それを前提にして法改正を勝ち取るというのがこれまでの消費者法の発展の歴史であった。これまでに消費者法はかなり整備されてきたが、なお、解決困難な事例が数多く発生してきており、これからも、引き続き新たな理論を構築して、判例、法改正などに昇華させていく不断努力が続けられるであろう。</p> <p>また、今般、民法改正の議論がなされているが、その中の重要な論点として「消費者」概念を民法に取り込むべきかが議論されている。このように消費者法が民法まで改正させる契機になっていることから分かるように、消費者法の理解は、法律家にとって必須である。現在では、法律家にとっては民法の理解だけでは不十分であり、民法の理解だけでは現実の問題解決は図れないことが多い。</p> <p>本講義では、多岐にわたる消費者問題と、それに対応する各種の消費者保護のための法律の全体像を、実際に起きた消費者被害事件の映像も交えて、概観する。</p>
到達目標	<p>本講義では、「消費者」保護の観点から消費者関連法を広く理解してもらおうと同時に、その法制度や法的技術、法理論を機能的に活用することによって、これから発生すると思われる各種の消費者問題を解決していくための指針を獲得してもらいたい。</p> <p>そして、実務家として、事例を中心にして具体的に問題をどう考えていくかを学んでもらいたい。</p> <p>そのため、法律家を目指すロースクールの学生として、最低限の知識を持つ</p>

	<p>て社会に羽ばたいてもらうための頭の中の「引き出し」の作製が、本講義の到達目標である。</p> <p>なお、消費者問題は扱う事件の幅が広いだけでなく、前述したとおり発展途上の学問であり、常に新しい問題が発生している。そこで、シラバスに記載した内容を全部扱うとは限らないし、シラバスに記載していない問題を扱うこともあり得るので、その点は了承されたい。</p>
各回の授業内容	<p>1. 消費者問題と消費者法</p> <p>(1) これまでの消費者問題の系譜と弁護士経験20年で扱った消費者問題 多重債務問題、商工ローン問題、ヤミ金被害、アイディック事件 その他</p> <p>(2) 消費者・消費者問題と消費者法</p> <p>(3) 消費者及び消費者問題の特性 企業と消費者との非対称性、交渉力の格差 事前規制から事後救済の流れ 行政規制、競争秩序維持、民事規制 事後救済のみでは不十分 少額多数被害、生命身体の安全の問題など</p> <p>(4) 消費者政策と消費者法 消費者法の体系 消費者基本法の理念と基本施策 各種業法、消費者契約法、製造物責任法、利息制限法、 特定商取引法、割賦販売法、金融商品取引法、先物取引法、 貸金業規制法</p> <p>(5) 消費者行政の一元化</p> <p>(6) 講義の進め方</p>
	<p>2. 消費者契約の過程Ⅰ — 契約の成立と意思表示の瑕疵</p> <p>(1) 消費者被害救済の法理</p> <p>(2) 契約の成否</p> <p>(3) 意思表示の瑕疵（錯誤・詐欺）</p> <p>(4) 交渉力の不均衡 交渉力の不均衡を解消する制度</p> <p>(5) 事例検討</p>
	<p>3. 消費者契約の過程Ⅱ — 契約内容と効力</p> <p>(1) 契約内容の適正</p> <p>(2) 内容の適正（履行の段階での内容の妥当性）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 履行の段階での内容の妥当性 ② 信義則による契約履行段階における妥当性確保 (3) 内容の適正（約款規制） <ul style="list-style-type: none"> ① 約款規制 ② 約款の内容と効力の適正 (4) 事例検討
	<p>4. 消費者契約法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 消費者契約法の制定と改正の経緯 (2) 消費者契約法の立法目的 (3) 消費者契約法の適用範囲 (4) 事業者の情報提供努力義務 (5) 誤認による意思表示の取消 (6) 困惑による意思表示の取消 (7) 取消の効果 (8) 取消権の行使期間 (9) 媒介の委託を受けた第三者による勧誘 (10) 不当条項の無効 (11) 消費者団体訴訟制度 (12) 事例検討
	<p>5. 特定商取引法 I</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定商取引法の制定と改正の経緯 (2) 特定商取引法の立法目的 (3) 特定商取引法の適用対象と基本構造 (4) クーリング・オフ (5) 取消権 (6) 中途解約権 (7) 事例検討
	<p>6. 特定商取引法 II</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 各取引類型に対する特定商取引法による規制の概要 (2) 訪問販売 (3) 電話勧誘販売 (4) 通信販売 (5) 連鎖販売取引 (6) 特定継続的役務提供 (7) 業務提供誘引販売取引 (8) ネガティブ・オプション

	<p>(9) 事例検討</p>
	<p>7. 割賦販売法</p> <p>(1) 割賦販売法の制定と改正の経緯</p> <p>(2) 割賦販売法の立法目的</p> <p>(3) 割賦販売法の適用範囲</p> <p>(4) クレジット被害の実態と背景</p> <p>(5) 割賦販売法の適用対象</p> <p>(6) クーリング・オフ</p> <p>(7) 過量販売解除</p> <p>(8) 不実の告知等取消</p> <p>(9) 抗弁の対抗</p> <p>(10) 事例検討</p>
	<p>8. 消費者取引と不法行為</p> <p>(1) 消費者取引における不法行為責任の機能</p> <p>(2) 不法行為責任の意義</p> <p>(3) 不法行為の要件と取引型不法行為の特徴</p> <p>(4) 過失相殺</p> <p>(5) 消費者取引における不法行為訴訟の現状と課題</p> <p>(6) 事例検討</p>
	<p>9. 金融商品と消費者</p> <p>(1) 金融商品取引の被害と救済の実情</p> <p>(2) 投資家保護法理</p> <p>① 説明義務と情報提供義務</p> <p>② 適合性原則</p> <p>③ 誠実公正義務、忠実義務</p> <p>④ 市場の公正</p> <p>⑤ 適合性原則と説明義務の関係</p> <p>(3) 民事ルール</p> <p>① 民事ルールの概要</p> <p>② 金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律）</p> <p>③ 消費者契約法</p> <p>④ 保険法</p> <p>(4) 業法</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 金融商品取引法 ② 投資信託、法人法 ③ 銀行法 ④ 保険業法 (5) 民法、金融商品販売法、消費者契約法、各業法の関係と選択 (6) 事例検討
	<p>1 0．先物取引被害救済</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 先物取引とは (2) 先物取引の基礎的理解のために (3) 先物取引被害の本質 (4) 先物取引の危険性 (5) 商品取引員の義務 (6) 業者の義務違反、違法性主張の根拠 (7) 無意味な反復売買の主張・立証（特定売買） (8) 新規委託者保護義務違反についての理解の仕方 (9) 両建てについての理解 (10) 平成16年商品取引所法改正の概要 (11) 事例検討
	<p>1 1．製造物責任法</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造物責任法の制定の経緯と内容 (2) 製造物責任法の構成 (3) 条文・用語の解説 (4) 欠陥製品に関する紛争の現状と問題点 (5) 現状でどう立証するか (6) 事例検討
	<p>1 2．住宅と消費者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 欠陥住宅問題の実情 <ul style="list-style-type: none"> 欠陥住宅被害の状況 欠陥住宅を生み出す要因 紛争解決の困難性 (2) 住宅取得の形態と法制度 <ul style="list-style-type: none"> 住宅取得の形態 住宅建築に関する法制度 (3) 欠陥住宅訴訟の特質 (4) 紛争解決手続 (5) 事例検討

	<p>1 3. 消費者信用と多重債務 I</p> <p>(1) 多重債務問題の現状と背景</p> <p>(2) 深刻化する多重債務問題とその原因</p> <p>(3) 債務者の位置付け＝「被害者」としての債務者</p> <p>(4) 多重債務問題をめぐる諸法令</p> <p>① 貸金業法による規制</p> <p>② 利息をめぐる法規制</p> <p>a) 利息制限法による制限利率</p> <p>b) 出資法における制限利率と利息制限法との関係</p> <p>c) 改正前貸金業法 43 条の「みなし弁済」の成立について</p> <p>－ いわゆる「グレーゾーン」金利について</p> <p>(5) 改正出資法および貸金業法における金利規制の内容</p> <hr/> <p>1 4. 消費者信用と多重債務 II</p> <p>－ 多重債務問題処理の手續</p> <p>(1) 多重債務事件の処理方法</p> <p>(2) 手續の選択</p> <p>① 任意整理手續</p> <p>② 自己破産</p> <p>③ 個人再生手續</p> <p>④ 特定調停手續</p> <p>(3) 個人信用情報</p> <p>(4) 多重債務に関する諸問題</p> <p>商工ローン問題</p> <p>ヤミ金融</p> <p>保証問題</p> <p>(5) 多重債務問題から貧困問題解決に向けて</p> <hr/> <p>1 5. 宗教トラブルと消費者被害</p> <p>(1) 宗教トラブルの実態と背景</p> <p>(2) 検討されるべき法理論</p> <p>(3) 宗教トラブルへの対処のあり方</p> <p>(4) 事例検討</p>
成績評価の方法	<p>筆記試験を成績評価の主たる方法とする。その他、出席状況や授業中における質問への反応、授業中の発言なども参考にする。</p> <p>筆記試験の結果で 9 割、その他の要素で 1 割として評価する。</p>

成績評価の基準	講義で習得した「消費者」保護を目的とする消費者関連法の枠組み・法理論を前提として、それが具体的事例にどのように適用され、消費者被害の救済に役立てられているかの理解度を成績評価の基準とする。
準備・事後学習についての具体的な指示	民法を十分習得し講義に望むこと。講義内容は、消費者法についての入門的・基礎的なものにする。
教科書・参考文献	① 消費者法講義第4版、日本弁護士連合会編 日本評論社 ② 消費者事件実務マニュアル〔補訂版〕—被害救済の実務と書式— 福岡県弁護士会消費者委員会編 民事法研究会
履修条件	特になし